

基礎編②

農場で行う豚熱発生予防対策

- ・ワクチン接種
- ・飼養衛生管理基準の遵守

豚熱発生予防対策

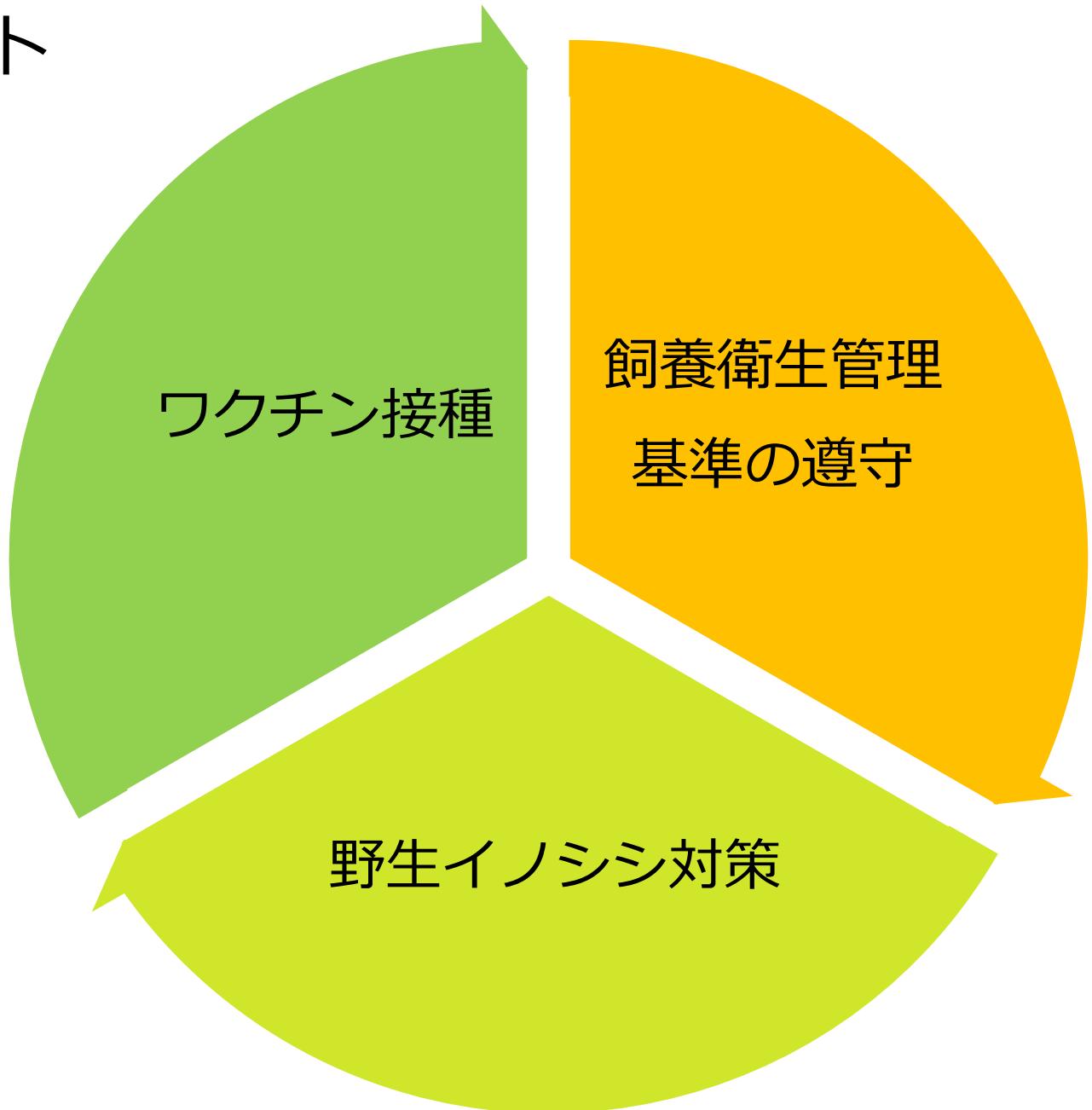
- ・対策は3つのポイント

- ・ワクチン接種
タイミング
接種頻度

- ・飼養衛生管理基準の
遵守

12項目を重点的に

- ・野生イノシシ対策



ワクチン接種の注意点

タイミングと接種頻度を確認して適切な接種をお願いします！

- 接種日齢は農場ごとに提案させていただいています。
(影響する要因)

品種、母豚の更新頻度、農場内の他の疾病状況

※効果を最大限に得るために、PRRSやPCV対策を！

- 基本的には、1週間に1回以上の接種を推奨
⇒ 抗体の低い（感染リスクのある）個体が少なくなる
- 母豚の抗体価にばらつきがある場合は、一括協議により半年单位で2回接種が認められます。家保から提案させて頂きます。

ワクチン接種は週1回を目安に！

- 基本的には、1週間に1回以上の接種を推奨します。
⇒ 接種回数を増やすことにより、農場内の抗体の低い（感染リスクのある）個体数が少なくなります。

(例) 接種適期が22-26日齢の場合

月日	8/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
①	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
②	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
③	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
④	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

月日	8/16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
①	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
②	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
③	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
④	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33

免疫付与が8割を下回った場合・・

- ・場合により、再度検査をさせていただきます。

- ①と畜場検査で8割を下回った場合

- ⇒ 農場で、再度検査を実施

- ②農場の検査で8割を下回った場合

- ⇒ これまでの検査結果を踏まえ、再度検査をお願いする場合があります。必要に応じ、国と協議をして、追加接種を行います（出荷に影響がある場合は追加接種できません）。

- ・追加接種（原則、いつもの接種者が接種）

- ①免疫が付与されなかつた群を追加接種

- （状況により、接種範囲を相談させていただきます。）

- ②母豚の免疫付与状況により、国と協議し、2回接種も可能です。但し、免疫が付与されない原因を明らかにするための検査とともに、改善するための対策をとっていただく必要があります（検査回数の増加、具体的な対応案の実施など）。

飼養衛生管理基準の遵守ポイント

県重点指導項目（12項目）の実施と確認をお願いします！

従業員全員がきちんと守ることが大切です

守っていることの記録、定期的な勉強会を行いましょう

(県内で不遵守と指摘されることが多い項目)

- ① 防鳥ネットの設置、点検・修繕の不備
- ② 防護柵の管理（草刈り、破損の修繕）
- ③ 豚舎の点検・修繕の不備

指摘の多い飼養衛生管理基準の違反①

- 畜舎やネットの定期的な点検と修繕の不備



畜舎やネットは破損していたらすぐに修繕が必要です。破損に気が付かないことも、飼養衛生管理基準を遵守していないことになります。

(解決策)

- ①畜舎やネットは、定期的に点検（できるだけ毎日）
- ②破損していたら、速やかに修繕をしましょう。

小さな破損を修繕するほうが簡単です。

ネットについて改善が必要な例

※豚と基準が類似している家きん農場での例です。参考にしてください。



発生鶏舎排水口の閉鎖不全。2 cm程度の隙間あり



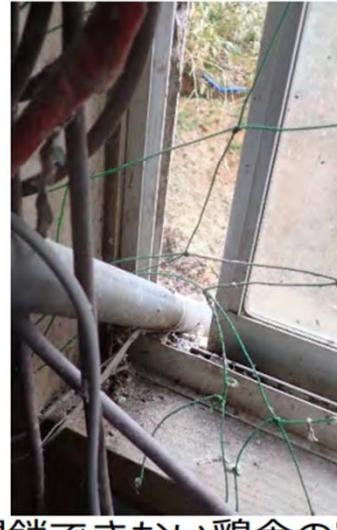
鶏舎の金網の破損部位。小動物が出入りした痕跡あり



防鳥ネットの補修部分からさらに開けられた穴（赤丸部分）



発生鶏舎の破損箇所



閉鎖できない鶏舎の窓



網目の大きな金網（4×5cm）

出典：令和6年全国主任者会議
資料

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/shuninsha/attach/pdf/240405-3.pdf>

指摘の多い飼養衛生管理基準の違反②

- 防護柵の定期的な点検と修繕・除草等の管理不備



(解決策)

- ①防護柵も定期的に点検
- ②除草を定期的に実施する。

⇒ 除草後は石灰を散布
しましょう



農場周囲のワイヤーメッシュ柵。**45cm程度と
低い部分あり。**

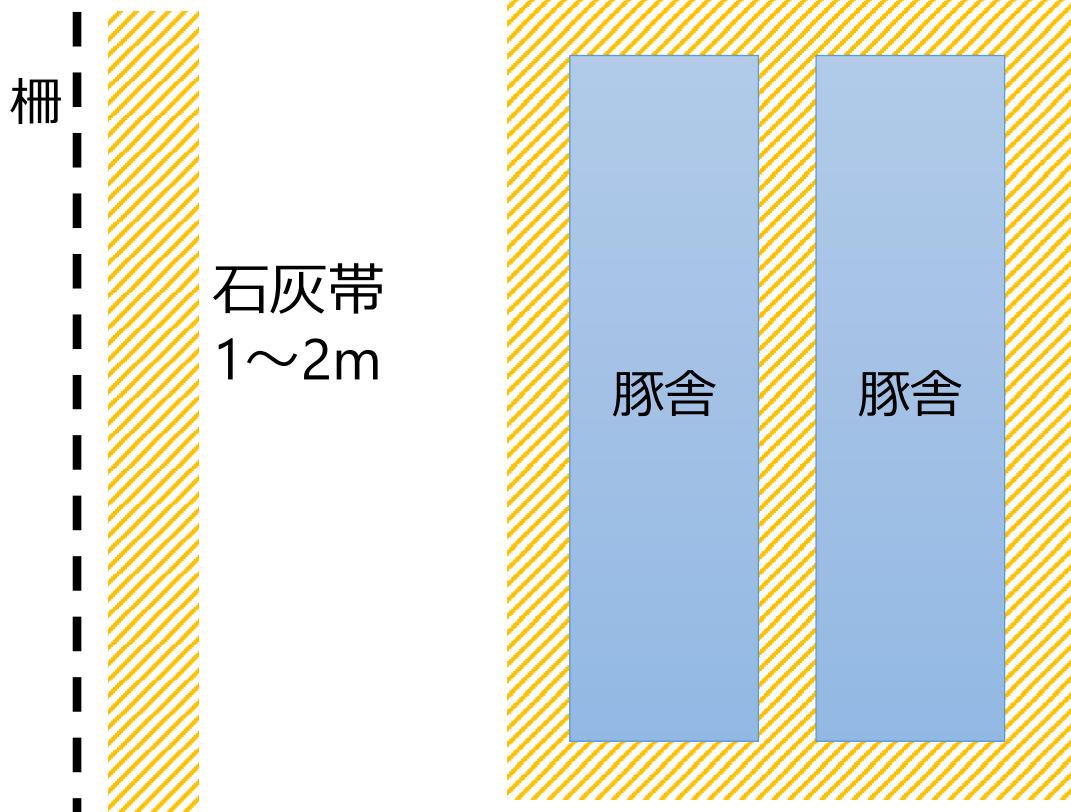
柵周囲の除草と管理方法の確認



ワイヤーメッシュ柵が草に覆われている。

柵の外側の除草もしましよう
外用の器具を使うことが理想です

柵の周囲の除草をしっかりしましょう
除草後は、石灰をまきましょう



除草はしっかりしましょう！

- ・少なくとも柵を沿って歩けるようにし、石灰を散布しましょう。
- ・できれば、5m以上除草してください。

イノシシの痕跡を確認しましょう



農場周囲（飼養衛生管理区域外）で確認された獣道

農場の周囲をよく確認し、イノシシの痕跡を見つけたら要注意！消毒の徹底をお願いします。



柵外側のイノシシによるもの思われる掘り返し痕



農場駐車場で見られたイノシシの掘り返し痕

手当金減額事例から見るポイント

～手当金とは～

- 豚熱で殺処分を行った場合、法律により、家畜の所有者に対して手当金および特別手当金が交付されます。
- 一方で、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金及び特別手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとされています。
- 不交付又は返還の対象者は、以下の状況を総合的に勘案して決定されます。
 - (1) 飼養衛生管理の状況
 - (2) 早期通報の実施状況
 - (3) まん延防止への協力等の状況

減額率に上限はありません。



減額理由（飼養衛生管理基準の違反）

- 事務所で靴を交換したが、畜舎まで野外を歩いて移動した後は靴を交換しておらず、畜舎専用の靴となつていなかった。



(解決策)

靴を交換するタイミングには確実に交換する。



- ①衛生管理区域に入る時
- ②畜舎に入る時（畜舎ごとに専用の靴を！）

減額理由（飼養衛生管理基準の違反）

- 畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際、**石灰帯による車輪の消毒しかしておらず、消毒が不十分だった。**



(解決策)

洗浄・消毒を確実に実施

石灰の上を通るだけでは減額の対象になります



減額理由（飼養衛生管理基準の違反）

- ・家畜の畜舎間移動前に通路を消毒していなかった。



(解決策)

家畜を移動させる前に、必ず消毒をしましょう。

舗装されていれば、液体の消毒薬を使用

移動路が土の場合は、ゴムマットを利用するなど工夫が必要です。家畜保健衛生所に相談してください。

※出荷時の移動時には、消毒薬が直接豚にかかるないようにしましょう。

減額理由（飼養衛生管理基準の違反）

- 農場立入者を伝票でしか記録しておらず、消毒の実施状況を記録する台帳が設置されていなかった。

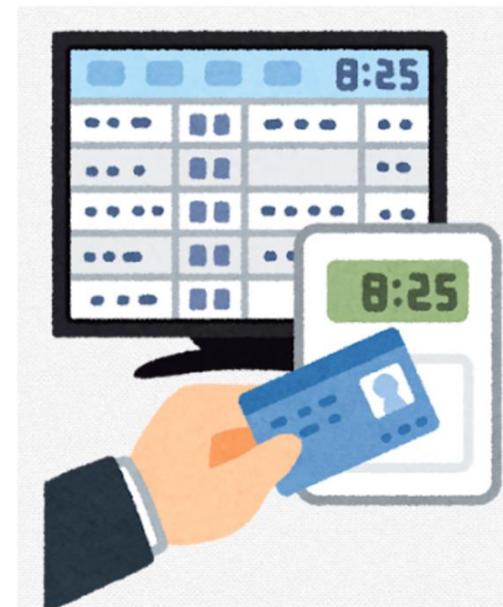
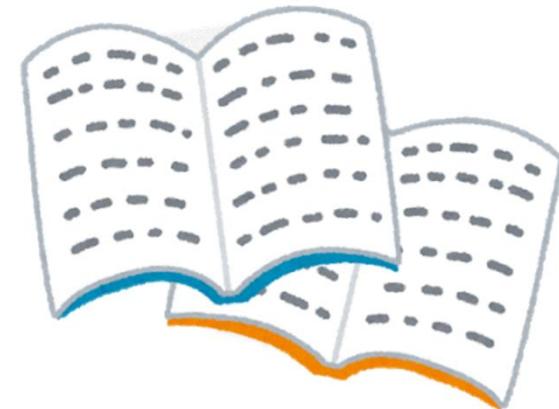
(解決策 1)

台帳を作り、出入りする人を記録

(記載内容は、家保に確認)

(解決策 2)

保存している伝票に消毒状況なども記録



減額理由（早期通報の違反）

- 死亡頭数の増加などの異常が確認されたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延した



(解決策)

豚の状況をよく確認しましょう。

死亡数だけでなく、死亡の状況（偏りがあるかな
ど）、全体的に元気がない、チアノーゼがあるなど
の状況が見られたら、家畜保健衛生所に相談を！

早期通報の徹底

豚熱を他農場に広げないために、早期通報の徹底を！



毎日の健康観察をしつかり行い、異状が見られたら
家畜保健衛生所に相談をしてください。

名称	電話番号	緊急電話番号 (夜間・休日用)
県央家畜保健衛生所	028(689)1200	090-7205-0895
県南家畜保健衛生所	0282(27)3611	090-7205-1402
県北家畜保健衛生所	0287(36)0314	090-7205-1826